

＜平成28年3月定例会議案概要＞

- ・第1号議案 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
市が独自に個人番号を利用することができる事務について定めるとともに、当該事務の処理に係る特定個人情報の庁内連携について定めるもの。平成28年4月1日から施行
- ・第2号議案 越谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
禁錮の刑に処せられた職員のうち、過失による罪で、刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするように定めるもの。公布の日から施行
- ・第3号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
越谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、議員報酬を改定するとともに、期末手当に関する規定を整備するもの。平成27年12月期の期末手当に係る規定は公布の日から施行し平成27年12月1日から適用。その他の規定は平成28年4月1日から施行
 - (1) 議員報酬の改定
 - ① 議長 改正前：588,000円 → 改正後：657,000円
 - ② 副議長 改正前：529,000円 → 改正後：591,000円
 - ③ 議員 改正前：515,000円 → 改正後：575,000円
 - (2) 期末手当の支給割合の変更
 - ① 平成27年12月期
改正前：100分の212.5 → 改正後：100分の222.5
(平成27年6月期の支給分(100分の197.5)と合わせ、平成27年度の年間支給割合を100分の410から100分の420とするもの)
 - ② 平成28年度以降
 - ア 6月期
改正前：100分の197.5 → 改正後：100分の202.5
 - イ 12月期
改正前：100分の222.5 → 改正後：100分の217.5
(平成28年度以降の年間支給割合は100分の420)

・第4号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、給料を改定するとともに、期末手当に関する規定を整備するもの。平成27年12月期の期末手当に係る規定は公布の日から施行し平成27年12月1日から適用。その他の規定は平成28年4月1日から施行

(1) 給料の改定

- ① 市長 改正前：995,000円 → 改正後：1,051,000円
- ② 副市長 改正前：835,000円 → 改正後：882,000円

(2) 期末手当の支給割合の変更

① 平成27年12月期

改正前：100分の212.5 → 改正後：100分の222.5

(平成27年6月期の支給分(100分の197.5)と合わせ、平成27年度の年間支給割合を100分の410から100分の420とするもの)

② 平成28年度以降

ア 6月期

改正前：100分の197.5 → 改正後：100分の202.5

イ 12月期

改正前：100分の222.5 → 改正後：100分の217.5

(平成28年度以降の年間支給割合は100分の420)

・第5号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、給料を改定するとともに、期末手当に関する規定を整備するもの。平成27年12月期の期末手当に係る規定は公布の日から施行し平成27年12月1日から適用。その他の規定は平成28年4月1日から施行

(1) 給料の改定

改正前：740,000円 → 改正後：782,000円

(2) 期末手当の支給割合の変更

① 平成27年12月期

改正前：100分の212.5 → 改正後：100分の222.5

(平成27年6月期の支給分(100分の197.5)と合わせ、平成27年度の年間支給割合を100分の410から100分の420とするもの)

② 平成28年度以降

ア 6月期

改正前：100分の197.5 → 改正後：100分の202.5

イ 12月期

改正前：100分の222.5 → 改正後：100分の217.5

(平成28年度以降の年間支給割合は100分の420)

・第6号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、給料を改定するとともに、期末手当に関する規定を整備するもの。平成27年12月期の期末手当に係る規定は公布の日から施行し平成27年12月1日から適用。その他の規定は平成28年4月1日から施行

(1) 給料の改定

改正前：530,000円 → 改正後：560,000円

(2) 期末手当の支給割合の変更

① 平成27年12月期

改正前：100分の212.5 → 改正後：100分の222.5

(平成27年6月期の支給分(100分の197.5)と合わせ、平成27年度の年間支給割合を100分の410から100分の420とするもの)

② 平成28年度以降

ア 6月期

改正前：100分の197.5 → 改正後：100分の202.5

イ 12月期

改正前：100分の222.5 → 改正後：100分の217.5

(平成28年度以降の年間支給割合は100分の420)

・第7号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の国家公務員の給与の改正等に伴い、所要の改正を行うもの。給料の引上げに係る規定は公布の日から施行し平成27年4月1日から適用。平成27年12月期の勤勉手当に係る規定は公布の日から施行し平成27年12月1日から適用。その他の規定は平成28年4月1日から施行

(1) 給料の改定(行政職の平均改定率+0.20%)

(2) 一般職員の勤勉手当の支給割合の変更

① 平成27年12月期

改正前：100分の75 → 改正後：100分の85

(再任用職員 改正前：100分の35 → 改正後：100分の40)

(平成27年6月期の期末・勤勉手当(100分の197.5)及び12月期の期末手当(100分の137.5)と合わせ、平成27年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を100分の410から100分の420とするもの(再任用職員は100分の215から100分の220とするもの))

② 平成28年度以降

ア 6月期

改正前：100分の75 → 改正後：100分の80

(再任用職員 改正前：100分の35 → 改正後：100分の37.5)

イ 12月期

改正前：100分の85 → 改正後：100分の80

(再任用職員 改正前：100分の40 → 改正後：100分の37.5)

(平成28年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合は100分の420(再任用職員は100分の220))

・第8号議案 越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、火気設備等と可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定める規定において、「ガスグリドル付こんろ」についての規定を追加するとともに、「電磁誘導加熱式調理器」についての規定を整備するもの。平成28年4月1日から施行

・第9号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

行政不服審査法が全部改正されることに伴い、関係条例15条例について、次の整備等を行うもの。平成28年4月1日から施行

(1) 行政不服審査法の法律番号の整備

改正前：行政不服審査法（昭和37年法律第160号）

改正後：行政不服審査法（平成26年法律第68号）

(2) 不服申立ての種類を審査請求に一元化することに伴う規定の整備

異議の申立 → 審査請求、不服申立て → 審査請求、不服申立人 → 審査請求人、決定 → 裁決 等

(3) 審査請求に対する裁決に際し、別の第三者機関の議を経ることとされているものについては、審理員手続を適用除外とするもの

NO	改正する条例	主な改正内容
1	越谷市情報公開条例	・行政不服審査法の法律番号の整備 ・審査請求に一元化することに伴う規定の整備 ・審理員手続を適用除外とするもの
2	越谷市個人情報保護条例	・行政不服審査法の法律番号の整備 ・審査請求に一元化することに伴う規定の整備 ・審理員手続を適用除外とするもの
3	越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例	・審査請求に一元化することに伴う規定の整備
4	越谷市固定資産評価審査委員会条例	・審査請求に一元化することに伴う規定の整備
5	越谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	・審査請求に一元化することに伴う規定の整備
6	市長及び副市長の給与等に関する条例	・行政不服審査法の法律番号及び引用条項の整備
7	越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例	・行政不服審査法の法律番号及び引用条項の整備
8	越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例	・行政不服審査法の法律番号及び引用条項の整備
9	越谷市職員の給与に関する条例	・行政不服審査法の法律番号及び引用条項の整備
10	越谷市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例	・行政不服審査法の法律番号及び引用条項の整備
11	越谷市税条例	・審査請求に一元化することに伴う規定の整備
12	越谷市福祉保健オンブズパーソン条例	・行政不服審査法の法律番号の整備 ・審査請求に一元化することに伴う規定の整備
13	越谷市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	・審査請求に一元化することに伴う規定の整備
14	越谷市まちの整備に関する条例	・行政不服審査法の法律番号の整備 ・審査請求に一元化することに伴う規定の整備 ・審理員手続を適用除外とするもの
15	越谷市まちの整備に関する審査会条例	・審査請求に一元化することに伴う規定の整備

・第10号議案 越谷市行政不服審査条例制定について

行政不服審査法が全部改正されることに伴い、新たな行政不服審査制度の運営に必要な事項を定めるもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成28年4月1日から施行

(1) 審理員（審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理する審査庁の職員）

① 設置：行政不服審査法の審理手続を行うため、審理員を置く。

② 身分：地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職

③ 任期：2年

④ 報酬等

報酬：(日額) 20,000円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

(2) 越谷市行政不服審査会（審査庁が裁決する際に諮問する第三者機関）

① 設置：市長の附属機関として、越谷市行政不服審査会を置く。

② 組織：行政不服審査制度について識見を有する委員3人以内

③ 委員の任期：2年

④ 委員の報酬等

報酬：(日額) 25,000円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第11号議案 包括外部監査契約の締結について

(1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期：平成28年4月1日

(3) 契約金額：1,300万円を上限とする額

(4) 契約の相手方：和田正夫(公認会計士)

・第12号議案 埼玉县市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

埼玉县市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀬上下水道組合の名称変更に伴い、埼玉县市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議するもの。

【地域密着型通所介護の創設】

平成28年4月1日から、介護保険制度の地域密着型サービスにおいて「地域密着型通所介護」が創設される。地域密着型通所介護は、デイサービスセンター等の施設に通い、食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられるサービスで、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業が居宅サービス事業から地域密着型サービス事業に移行するものである。地域密着型通所介護の創設に伴い、

- 1 1 議案（★の議案）において、次の改正を行う。
- (1) 「地域密着型通所介護」の基準を新たに設けることに伴う条文整備
- (2) 「地域密着型通所介護」に関する規定を各条例で定める基準規定中に追加する等の条文整備
- (3) 条例中で引用する介護保険法の条項が移動したことに伴う条文整備

・第13号議案 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、省令を参酌し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

・第14号議案 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、省令を参酌し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

・第15号議案 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

- (1) 地域密着型通所介護の創設に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準規定中に「地域密着型通所介護」に係る規定を追加する条文整備を行うもの
- (2) 省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、同様の整備を行うもの

・第16号議案 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

- (1) 地域密着型通所介護の創設に伴い、地域密着型サービスに移行する「指定療養通所介護」に係る人員、設備及び運営に関する基準の規定を削るもの
- (2) 地域密着型通所介護の創設に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準規定中に「地域密着型通所介護」に係る規定を追加する条文整備を行うもの
- (3) 省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、同様の整備を行うもの

・第17号議案 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について★

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正されること等に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準規定中に「地域密着型通所介護」に係る規定を追加する条文整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

・第18号議案 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

- (1) 地域密着型通所介護の創設に伴い、利用定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行することから、「地域密着型通所介護」に係る人員、設備及び運営に関する基準の規定を設けるもの
- (2) 地域密着型通所介護の創設に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準規定中に「地域密着型通所介護」に係る規定を追加する条文整備を行うもの
- (3) 省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、同様の整備を行うもの

・第19号議案 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

- (1) 地域密着型通所介護の創設に伴い、「地域密着型通所介護」の基準と同様に、介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、運営推進会議の設置を義務付けるもの
- (2) 省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、同様の整備を行うもの

・第20号議案 越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、省令を参酌し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

・第21号議案 越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、省令を参酌し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

・第22号議案 越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されることに伴い、省令を参酌し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

・第23号議案 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の整備を行うもの。平成28年4月1日から施行

- (1) 介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業者等が障害者に提供する通いサービスを、指定障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練・生活訓練）とみなす特例基準を設けるもの
- (2) 地域密着型通所介護の創設に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準規定中に「地域密着型通所介護」に係る規定を追加する条文整備を行うもの

・第24号議案 越谷市理容師法施行条例及び越谷市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定について

理容所及び美容所においては、隔壁等により外部及び他の施設と区画することとしているが、理容所及び美容所の重複開設が可能となることに伴い、重複開設の場合は隔壁等を要しないこととするもの。平成28年4月1日から施行

・第25号議案 越谷市立消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について

消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を条例で定めるとされたことに伴い、内閣府令で定める基準を参酌し、消費生活センターに法定の資格試験に合格した者等を消費生活相談員として配置すること、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講じること等を定めるもの。平成28年4月1日から施行

・第26号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

建築基準法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。

- (1) 建築基準法の一部が改正されたことに伴い、既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料を定めるもの《公布の日から施行》
- (2) 既存住宅を増改築する際の長期優良住宅建築等計画の認定基準が制定されることに伴い、認定申請手数料を定めるもの《平成28年4月1日施行》
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を定めるもの《平成28年4月1日施行》

・第27号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

千間台西公園及び西大袋第四公園を供用開始すること並びに都市公園内の体育施設において商業広告物の掲出を認めることとするもの。平成28年4月1日から施行

・第28号議案 越谷市下水道条例の一部を改正する条例制定について

下水道使用料の額の見直しに伴い、一般用の基本料金を改定するとともに、超過料金に累進制の料金体系を導入するもの。平成28年7月1日から施行し、同年9月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用

一 般 用	改 正 前		改 正 後	
基本料金	10 m ³ まで	1,000 円	10 m ³ まで	1,050 円
超過料金	1 m ³ につき	100 円	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	110 円
			50 m ³ を超え 200 m ³ まで	115 円
			200 m ³ を超え 500 m ³ まで	118 円
			500 m ³ を超える分	121 円

・第29号議案 議決事項の一部変更について (越谷第一ポンプ場改修工事委託に関する協定の締結)

平成26年6月定例会の議決を経た上記協定の締結について、工事の終了による協定額の確定に伴い、委託金額を「1,040,000,000円」から「950,100,000円」に変更するもの。

・第30号議案 越谷市商工対策委員会条例の一部を改正する条例制定について

越谷市商工会が越谷商工会議所に移行することに伴い、条例中「商工会」を「商工会議所」に改めるもの。平成28年4月1日から施行

・第31号議案 越谷市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例制定について

平成28年3月31日までとなっている制度融資に係る利子助成の特例期間を更に1年間延長し、平成29年3月31日までとするもの。平成28年4月1日から施行

・第32号議案から第41号議案まで

平成27年度越谷市一般会計補正予算(第3号)について ほか補正予算9件

・第42号議案から第52号議案まで

平成28年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件